

城南家保ニュース R1-4 熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町1237-1

TEL: 0966-22-3814 FAX: 0966-22-3617

メールアドレス jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/kahojounan>

【重要】城南家畜保健衛生所が移転します！！

平素から、当所の家畜防疫事業に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

この度、家畜伝染病に対するバイオセキュリティの強化に対応するため、現庁舎の建替えを行う運びとなり、下記のとおり仮庁舎へ移転することとなりましたので、御案内します。なお、**解剖を伴う病性鑑定業務は現庁舎**にて実施いたしますが、工事の関係上、事前調整が必要となりますので、何かと御迷惑をおかけしますことを何卒、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 移転先業務開始日：令和元年（2019年）7月29日（月）

2 移転先

（1）仮庁舎：一般業務、病性鑑定業務（解剖を伴うものを除く）

〒868-0056 熊本県人吉市寺町12-1（旧人吉保健所）

TEL：0966-22-3814 FAX：0966-22-3617（変更ありません）



（2）現庁舎：病性鑑定業務（解剖） ※職員は常駐しておりません。

〒868-0042 熊本県人吉市蟹作町1237-1

※7月26日（金）は引越しに伴う電話回線工事のため、電話・FAXが繋がらない時間帯があります。お急ぎの場合は、080-2744-6067に御電話ください。

死亡牛 BSE 検査対象の変更に伴う、「死亡牛の届出書」の変更について

平成31年（2019年）4月1日より、死亡牛のBSE検査対象月齢を規定する法律が改正され、死亡牛BSE検査対象が変更となりました。熊本県においては、「48ヶ月齢以上の死亡牛」について、新様式の「死亡牛の届出書」の提出していただいているところですが、「死亡牛の届出書」の旧様式で提出される例が多く発生しています。飼養者及び獣医師の皆様におかれましては、**新様式（別紙）にて提出**いただきますようお願いいたします。

また、「死亡牛の届出書」を運搬車のドライバーの方や畜産団体職員の方が代理で記載している例が散見されていますので、**飼養者及び獣医師の皆様が記載**していただきますよう、重ねてお願いいたします。

● BSE検査、化製処理等に必要な書類

	書類名	検査対象牛	検査対象外牛
①	死亡牛処理整理票 (6枚複写を所属農協等から受け取る)	○	—
②	死亡牛届出書 (獣医師に依頼)	○	— <small>※48ヶ月齢以上は提出ください</small>
③	死亡牛BSE検査申込書 (受付で記入)	○	—
④	死亡牛処理申込書 (所属農協等から受け取る)	—	○
⑤	マニフェスト伝票 (受付で記入)	○	○

● お問い合わせ先

熊本県畜産協会・衛生飼料課	TEL 096-369-7745
熊本県中央家畜保健衛生所・BSE検査所	TEL 0968-26-3200
株式会社 熊本蛋白ミール公社	TEL 0968-26-3766

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地(国)	畜種	発生日
アフリカ豚コレラ	ラオス(7件)	豚	令和元年6月2日 ~令和元年6月8日
	中国(4件)	豚	令和元年5月27日 ~令和元年6月18日

令和元年7月1日時点

編集後記 (K.Y)

6月26日、九州北部の梅雨入りは1951年以降、最も遅い梅雨入りとなりました。ここ数日の大雨がうそのように晴れ渡り、照りつける太陽の光と地表からの蒸散による湿気に悩まされています。自宅アパートは水田地帯に建てられたせいか、とても湿度が高く、高性能除湿器が毎日フル稼働。帰宅時のストレスをととても軽減してくれています。